○内閣府告示第三百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　函館商工信用組合
二　住所　北海道函館市千歳町九番六号

○内閣府告示第三百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社みちのく銀行
二　住所　青森市勝田一丁目三番一号

○内閣府告示第三百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月二十二日内閣府告示第二百五十号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　函館信用金庫
二　住所　北海道函館市豊川町十五番二十号

○内閣府告示第三百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○内閣府告示第三百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社北洋銀行
二　住所　札幌市中央区大通西三丁目十一番地

○内閣府告示第三百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社北洋銀行
二　住所　札幌市中央区大通西四丁目一番地

○内閣府告示第三百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社青森銀行
二　住所　青森市橋本一丁目九番三十号

○内閣府告示第三百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　江差信用金庫
二　住所　北海道檜山郡江差町字本町百三十二番地

○内閣府告示第三百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　渡島信用金庫
二　住所　北海道茅部郡森町字御幸町百十五番地

○内閣府告示第三百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　函館商工信用組合
二　住所　北海道函館市千歳町九番六号

○内閣府告示第三百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　株式会社みちのく銀行
二　住所　青森市勝田一丁目三番一号

○内閣府告示第三百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月十七日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十一年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十一年十月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　名称　函館信用金庫
二　住所　北海道函館市豊川町十五番二十号

○金融庁告示第四十八号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年十月一日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第二十五号を次のように改める。

二十五　シティグループ証券株式会社

第一条中第五十九号を削り、第六十号を第五十九号とし、第六十一号から第百三号までを一号ずつ繰り上げる。

○法務省告示第四百五十四号

熊本県八代市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十一年十月一日

法務大臣　千葉　景子

熊本県八代郡泉村大字下岳五千九百四十四番地
藤本　勝博
同所六千百五十六番地
片山　恵充
同村大字仁田尾九十三番地
枝川　熊記
同所九十七番地
中村　日男
同所百十六番地
田上　敏郎
同村大字樅木九十九番地
山村　喜松
同所二十九番地
竹尾　義恒
同所三十九番地
山本平千代

○法務省告示第四百五十五号

熊本県八代市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十一年十月一日

法務大臣　千葉　景子

熊本県八代郡泉村大字栗木三千三百八十九番地
草西　正二
同所五千五百三十九番地の一の二
草西　孝一
同所六千六百十三番地
宮﨑　功
同村大字下岳千五百四十五番地
岩村　敏
同所千八百七十五番地
井上　藤秋
同所二千七百八十七番地
宮原　照光
同所三千三百七十九番地
西﨑　正二
同所三千八百三十番地
西坂　裕臣